

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する意見書

北朝鮮は、3月6日に弾道ミサイル4発を日本海に向けて発射し、うち3発が日本の排他的経済水域（EEZ）に着弾した。北朝鮮は、昨年9月に5回目の核実験を実施し、また8月と9月、さらに今年2月に弾道ミサイルを相次いで発射するなど、我が国と北東アジア地域の平和と安定を脅かす暴挙を繰り返している。

こうした一連の行為は、国連安全保障理事会決議を無視して強行されたものであり、国際的な核軍縮・核不拡散体制に対する重大な挑発行為であるとともに、国民の生命と財産の安全を脅かす行為として、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、厳重に抗議し強く非難するとともに、弾道ミサイルの発射及び核実験による更なる挑発行為を行わないよう強く求める。

政府においては、北朝鮮に対して毅然とした姿勢で強く抗議するとともに、国連安全保障理事会決議に基づく制裁措置の完全履行と国際社会と一体となった更なる実効ある外交措置を行い、我が国の平和と国民の安全確保に万全を期すよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月10日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長	伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	安 倍 晋 三 殿
外 務 大 臣	岸 田 文 雄 殿
防 衛 大 臣	稲 田 朋 美 殿
内 閣 官 房 長 官	菅 義 偉 殿